第１２回宇都宮市農業委員会定例総会　議事録

日　時

令和６年７月２２日（月）午後２時００分～午後３時３３分

場　所

宇都宮市役所７階　宇都宮市農業委員会室

出席委員

１番：櫻井委員（会長職務代理），２番：恩田委員，３番：平出委員，４番：中山委員，
５番：小島委員，６番：相良委員，７番：小野口委員，８番：佐藤委員（会長職務代理），
９番：刈部委員，　11 番：手塚（敏）委員，12 番：田﨑委員，13 番：永岡委員，
15 番：福田委員，16 番：伊澤委員，17 番：村田委員（会長），18 番：宇梶委員，
19 番：髙橋委員（議席番号順）

欠席委員

10 番：手塚（孝）委員，14 番：吉澤委員

会議経過

１　開　会

出席委員１７名で法定定数に達しているので，開会を宣する。

２　会長あいさつ

３　議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は，議長指名により，議席番号５番の小島委員，６番の相良委員の両名を指名する。

４　議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

５　議　事

議　長　それでは，本日の議事に入りたいと思います。議案書１ページをお開きください。日程第１「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」，議案第１号から議案第６号までの６議案について，一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局　議案第１号について御説明いたします。平石地区の申請です。譲渡人は，相続したが耕作できないため，譲受人は，経営規模拡大のため，申請地を売買により取得し，麦を作付けする旨の申請です。譲受人は，譲渡人の名義である隣接宅地において，測量会社を経営しており，今回，申請地と併せ隣接宅地もまとめて取得するものです。譲受人の農機具の調達状況は，トラクター１台を所有，コンバイン１台をリースにて確保しており，営農に支障はありません。なお，譲受人は，

上三川町に４，３７６平方メートルの耕作地があり，上三川町農業委員会発行の耕作証明書が添付されております。申請地は，全て耕作可能な農地であることを確認しており，耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから，農地法第３条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第２号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は，相続したが耕作できないため，譲受人は，居住予定の隣接地を耕作するため，申請地を売買により取得し，自家消費野菜を作付けする旨の申請です。譲受人の農機具の調達状況は，耕運機１台を所有しており，営農に支障はありません。また，申請地は，耕作可能な農地であることを確認しており，耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから，農地法第３条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第３号について御説明いたします。横川地区の申請です。譲渡人は，相続したが耕作できないため，譲受人は，自宅近隣の農地を耕作するため，申請地を売買により取得し，麦を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は，トラクター１台，田植機１台，コンバイン１台を所有しており，営農に支障はありません。また，申請地は，耕作可能な農地であることを確認しており，耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから，農地法第３条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第４号について御説明いたします。上河内地区の申請です。譲渡人は，相続したが耕作できないため，譲受人は，借受地を取得し耕作するため，申請地を売買により取得し，水稲を作付する旨の申請です。譲受人の農機具の調達状況は，トラクター３台，田植機１台，コンバイン１台を所有しており，営農に支障はありません。また，申請地は，耕作可能な農地であることを確認しており，耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから，農地法第３条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第５号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲受人は，申請地を世帯内贈与により取得し，トマトを作付する旨の申請です。申請人の関係は，父と子であり，贈与税の支払い意思についても確認しております。農機具の調達状況は，トラクター１台，コンバイン１台を所有しており，営農に支障はありません。また，申請地は，全て耕作可能な農地であることを確認しており，耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから，農地法第３条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第６号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲渡人は，相続したが耕作できないため，譲受人は，借受地を取得し耕作するため，申請地を贈与により取得し，水稲を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は，トラクター２台，コンバイン１台，田植機１台を所有しており営農に支障はありません。

また，申請地は，耕作可能な農地であることを確認しており，耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから，農地法第３条の許可要件を満たしていると調査しております。

議　長　議案第１号から６号について，質疑願います。

委　員　（意見等なし）

議　長　質疑がないので，お諮りします。議案第１号から６号について，「申請のとおり許可する」ことに，御異議ありませんか。

委　員　（異議なし）

議　長　御異議がないので，そのように決定します。２ページをお開きください。日程第２「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」，議案第７号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局　議案第７号について御説明いたします。姿川地区の申請です。申請人は，穀物等を保管する場所が足りないため，既存の敷地を拡張して，申請地に農業用倉庫を建築する旨の申請です。なお，筆の一部の転用であるため，特定図での申請となっております。土地利用計画については，給排水設備は設置せず，雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については，全額自己資金で賄う計画で，金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は農用地であり，令和６年６月２０日付で用途区分の変更がされており，農地法第４条第６項ただし書に規定する「農用地区域内農地を農振法第８条第４項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当するため，立地基準では許可に支障はなく，申請事由についても問題なく，転用の実行性も支障がないと認められることから，農地法第４条の許可要件を満たしていると調査しております。

議　長　議案第７号について，質疑願います。

委　員　（意見等なし）

議　長　質疑がないので，お諮りします。議案第７号について，「申請のとおり許可する」ことに，御異議ありませんか。

委　員　（異議なし）

議　長　御異議がないので，そのように決定します。３ページをお開きください。日程第３「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」，議案第８号から１４号までの７議案について，一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局　議案第８号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は，親と同居しているが，独立するため，申請地を贈与により取得し，自己用住宅を建築する旨の申請です。譲受人は，譲渡人の孫であり，都市計画法第３４条第１４号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については，給水は市の上水道に接続，排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし，雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金

計画については，建物建築費等を，全額融資により賄う計画で，金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は，ＬＲＴ清陵高校前停車駅より３００メートル以内の区域に位置する第３種農地と判断しており，立地基準では許可に支障はなく，申請事由についても問題なく，転用の実行も支障がないと認められることから，農地法第５条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第９号について御説明いたします。清原地区の申請です。借受人は，申請地に１年間の賃借権を設定し，山林伐採のための搬出入口として一時転用する旨の申請です。借受人は，令和５年５月１日に設立された法人で，土木建築工事業，建設用資材の生産及び販売等を主な目的としている法人です。計画によりますと，芳賀町の山林を伐採するにあたり，接道がないことから，山林に隣接する宇都宮市の農地に鉄板２０枚を敷いて搬出入路として利用するもので，伐採に使用する重機はバックホウ２台の計画となっております。また，山林部分の手続きとして，伐採及び伐採後の造林の届出書が芳賀町農政課に提出済であり，搬出入路として利用する農地については，土地改良事業が実施されているため,宇芳真土地改良区より，問題ないとの理由書が添付されております。資金計画については，事業費の全てを全額自己資金により賄う計画で，金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は，農振農用地でありますが，一時転用で農地に復元する計画で，立地基準の不許可の例外に該当し，申請事由についても問題なく，転用の実行も支障がないと認められることから，農地法第５条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第１０号について御説明いたします。横川地区の申請です。借受人は，住宅建築に伴う接道確保のため，申請地に２０年の使用貸借権を設定し，接道する部分を転用する旨の申請で，北側に隣接する山林を同時利用して，自己用住宅を建築する計画となっております。借受人は，貸付人の孫であり，都市計画法第３４条１４号,「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」に該当します。給水計画については，給水は市の上水道に接続，排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし，雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については，建物建築費等を全額融資により賄う計画で，金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は，農地の集団的な規模が１０ヘクタール以上の区域に位置する第１種農地と判断しており，原則として許可できないものとされておりますが，第１種農地の不許可の例外規定である，農地法施行規則第３６条，申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもので，「申請に係る事業の目的に供するべき土地の面積に占める第１種農地の面積の割合が３分の１を超えないこととする」に該当することから，立地基準では許可に支障はなく，申請事由についても問題なく，転用

の実行も支障がないことから，農地法第５条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第１１号について御説明いたします。姿川地区の申請です。借受人は，園芸用土を採取するため，申請地に１年間の使用貸借権を設定し，一時転用する旨の申請です。借受人は，昭和５５年５月１日に設立した法人で，園芸用土の採掘及び販売等を目的としております。計画によりますと，作業時間は午前８時３０分から午後４時３０分まで，保安距離については，隣接地から２メートル以上を設け，掘削角度は４５度，掘削の深さは１．７メートルを遵守し，周辺は安全柵を設置して第三者の進入を防ぎます。埋戻し用土については，壬生町の区画整理事業で発生した建設残土２，７２８立方メートルを用い，表土については，申請地の表土５０センチを埋め戻す計画となっております。使用する重機等については，自社所有のバックホウ１台，３トンダンプ２台で行う予定となっております。借受人の農地における土採取の実績ですが，前々回地は，壬生町の畑２，８００平方メートルで，令和元年５月１９日に許可を受け，１００パーセント埋め戻しが完了し，農地に復元されており，前回地は，壬生町の田３，０２７平方メートルで，令和５年６月２８日に許可を受け，こちらも１００パーセント埋め戻しが完了し，農地に復元されております。資金計画については，契約の種類も使用貸借であり，埋戻用土についても建設残土を用いるため，費用等は発生しないとのことです。申請地は農振農用地でありますが，一時転用で農地に復元する計画であることから，立地基準の不許可の例外に該当します。なお，申請書には，「安全操業に努め，土採取に伴う災害を発生させないこと及び採取後は現在の農地同様の耕作可能な農地に復元し，農業委員立会いのもとで完了報告を行う旨の誓約書」が添付されていることから，改めて条件を付す必要はないと思われます。 以上のことから，立地基準では許可に支障はなく，申請事由についても問題なく，転用の実行も支障がないと認められることから，農地法第５条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第１２号について御説明いたします。姿川地区の申請です。譲受人は，発電・売電するため，申請地を売買により取得し，太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は，令和５年９月１日に設立した法人で，再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。本件は，ＦＩＴ法による売電事業でなく，譲受人が太陽光発電所で発電した電気を，小売電気事業者に売買する計画となっております。申請地における太陽光発電の主な概要ですが，太陽光パネル１８０枚を設置し，年間発電量１１０，１５５キロワットアワーを予定しており，売電単価税込み１１円で計算しますと，経費等を差し引いた年間の利益は８１万円程度となる見込みです。土地利用計画については，申請地を整地した後にパネルを設置し，周囲はフェンスで囲む計画であり，雑草が繁茂しないよう除草作

業を行うこととしており，雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については，土地取得費，施設整備等を全額自己資金により賄う計画で，金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は，小集団の生産性の低い第２種農地と判断しており，立地基準では許可に支障はなく，申請事由についても問題なく，転用の実行も支障がないと認められることから，農地法第５条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第１３号について御説明いたします。城山地区の申請です。借受人は，園芸用土を採取するため，申請地に１年間の賃借権を設定し，一時転用する旨の申請です。借受人は，平成２８年９月１日に設立した法人で，園芸用土の採掘及び販売等を目的としております。計画によりますと，作業時間は午前８時から午後５時まで，保安距離については，東側の畑から１メートル，それ以外は２メートルを設け，掘削角度は４５度，掘削の深さは２．５メートル，搬出入路には鉄板を敷設し，周囲は安全柵を設置して第三者の進入を防ぎます。埋戻し用土については，自社所有の飯田町の土砂３，０００立方メートルを用い，表土については，申請地の表土３０センチを埋め戻す計画となっております。使用する重機等については，採掘時は，自社所有のバックホウ１台と，協力業者所有の４トンダンプ２台で行う予定であり，埋戻時には，自社所有のバックホウ１台，協力業者所有のバックホウ１台，１０トンダンプ２台で行う予定となっております。借受人の農地における土採取の実績ですが，前々回地は，下荒針町の畑１，７９５平方メートルで，令和３年１０月５日に許可を受け，１００パーセント埋め戻しが完了し，農地に復元されており，前回地は，飯田町の畑８，０４３平方メートルで，令和４年８月２９日に３年間の許可を受け，本申請時点での埋め戻率は，９０パーセントとなっております。資金計画については，事業費等を自己資金で賄う計画となっており，金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は，申請地は農振農用地でありますが，一時転用で農地に復元する計画であることから，立地基準の不許可の例外に該当します。なお，申請書には，「安全操業に努め，土採取に伴う災害を発生させないこと及び採取後は現在の農地同様の耕作可能な農地に復元し，農業委員立会いのもとで完了報告を行う旨の誓約書」が添付されていることから，改めて条件を付す必要はないと思われます。以上のことから，立地基準では許可に支障はなく，申請事由についても問題なく，転用の実行も支障がないと認められることから，農地法第５条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第１４号について御説明いたします。国本地区の申請です。譲受人は，発電・売電するため，申請地を売買により取得し，太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は，昭和４１年７月２０日に設立した法人で，太陽光発電施設の設置及び販売，電気の売買等を主な目的としております。本件は，ＦＩＴ法に

よる売電事業でなく，譲受人が太陽光発電所で発電した電気を，小売電気事業者に売買する計画となっております。申請地における太陽光発電の概要ですが，太陽光発電モジュール６４８枚を設置し，年間発電量３４７，２２０キロワットアワーを予定しており，売電単価税抜８円で計算しますと，経費等を除いた年間の利益は１１１万円程度となる見込みです。土地利用計画については，申請地を整地した後にパネルを設置し，周囲はフェンスで囲む計画であり，雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており，雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については，事業費の全てを自己資金により賄う計画で，金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は，小集団の生産性の低い第２種農地と判断しており，立地基準では許可に支障はなく，申請事由についても問題なく，転用の実行も支障がないと認められることから，農地法第５条の許可要件を満たしていると調査しております。

議　長　議案第８号から議案第１４号について，質疑願います。

委　員　（意見等なし）

議　長　質疑がないので，お諮りします。議案第８号から１４号について，「申請のとおり許可する」ことに，御異議ありませんか。

委　員　（異議なし）

議　長　御異議がないので，そのように決定します。４ページをお開きください。「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」，議案第１５号から１８号までの４議案について，事務局の説明を願います。

事務局　議案第１５号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。借受人は，事業拡大のため，申請に３０年間の賃借権を設定し，化粧品販売店舗を建築する旨の申請で，都市計画法第３４条第１号の「日用必需品の販売等」に該当します。借受人は，昭和４２年６月２３日設立された法人であり，理容・美容器具販売業，飲食店の経営等を主な目的としております。計画によりますと，現在，下栗町で化粧品等の販売店舗を経営しておりますが，事業拡大を目的として，市内に２店舗目を出店する計画に至ったとのことです。土地利用計画については，敷地内は砂利敷きとし，平屋建ての店舗１棟及び１３台分の駐車場として利用する計画となっております。給排水計画については，市の上下水道に接続し，雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については，建物建築費等を借受人である法人の代表取締役からの融資により賄う計画で，代表取締役の金融機関の残高証明書及び代表取締役との融資契約書が添付されております。申請地は，豊郷地区市民センターから３００メートル以内の区域に位置する第３種農地と判断しており，立地基準では許可に支障はなく，申請事由についても問題なく，転用の実行も支障がないと認められることから，農地法第５条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第１６号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。借受人は，議案第１５号の借受人と同一の法人で，議案第１５号の隣接地に３０年間の賃借権を設定し，美容院及び喫茶店を建築する旨の申請であり，都市計画法第３４条第１号の「日用必需品の販売等」に該当します。計画によりますと，お客様に化粧品販売店舗と複合的に利用してもらうことを目的として，化粧品販売店舗の隣接において，美容院及び喫茶店を経営する計画に至ったとのことであります。土地利用計画については，敷地内な砂利敷きとし，平屋建ての店舗１棟及び７台分の駐車場として利用する計画となっております。給排水計画については，市の上下水道に接続し，雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については，建物建築費等を法人の代表取締役からの融資により賄う計画で，代表取締役の金融機関の残高証明書及び代表取締役との融資契約書が添付されております。申請地は，豊郷地区市民センターから３００メートル以内の区域に位置する第３種農地と判断しており，立地基準では許可に支障はなく，申請事由についても問題なく，転用の実行も支障がないと認められることから，農地法第５条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第１７号について御説明いたします。上河内地区の申請です。借受人が，砂利採取のため，申請地に１８か月の賃借権を設定し，一時転用する旨の申請です。借受人は，昭和２２年６月１７日に設立した法人で，砂利採取業を主な目的としております。計画によりますと，隣接地との保安距離として北側の田から２メートル，それ以外は５メートル以上を確保し，掘削角度は４５度，掘削の深さは最大８メートル，外周は防護柵で囲い，作業終了時はチェーンにて施錠する計画となっております。また，西側の水路及び道路を利用するため，市道路管理課に法定外公共物占用許可申請書及び道路使用届出を提出済であります。作業時間は午前８時００分から午後５時００分とし，「進入路及び運搬路を利用する際には，農耕車等優先で十分に安全確認を行い，通行者や歩行者等に注意して事故等を起こさないよう注意する」こととしております。使用する重機等については，所有するバックホウ１台，ブルドーザー１台，１０トンダンプ５台を使用し，埋戻し用土については，上小倉町に事務所のある法人が所有する土砂６，９５３立方メートル，宮山田町に事務所のある法人が所有する土砂５６，５７５立方メートル，日光市に事務所のある法人が所有する土砂１，０００立方メートル，鹿沼市に事務所のある法人が所有する土砂５，０００立方メートルを埋戻し用土として用いる計画で，栃木県陸砂利採取業協同組合から農地復元の保証書が添付されております。資金計画については，事業費の全てを自己資金により賄う計画となっており，金融機関の残高証明書が添付されております。借受人の農地における砂利採取の実績ですが，前々回地は上小倉町の田１０，７３７平方メートルで，令和４年１月６日に許可を受け，１００パーセント農地に復元されており，

前回地は上小倉町の田１２，４５４平方メートルで，令和５年１月６日に許可を受け，こちらも１００パーセント農地に復元されております。申請地は農振農用地でありますが，一時転用で農地に復元する計画であることから，立地基準の不許可の例外に該当します。以上のことから，立地基準では許可に支障はなく，申請事由についても問題なく，転用の実行も支障がないことから，農地法第５条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第１８号について御説明いたします。河内地区の申請です。借受人は，経営規模拡大のため，申請地に２０年間の賃借権を設定し，農業用倉庫及び駐車場を設置する旨の申請であり，筆の一部の転用であるため，特定図での申請となっております。計画によりますと，借受人は，主にネギの栽培を行っておりますが，規模拡大に伴い，苗からの栽培を行う事としたため，自ら耕作する農地の隣接に農業用施設用地を設置する計画に至ったとのことであります。土地利用計画については，敷地内は砕石舗装とし，作業場としてプレハブ１棟，ネギ苗栽培用コンテナ１台のほか，従業員用駐車場４台分の駐車場を整備する計画です。給排水計画については，給排水設備は設けず，雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については，全額融資により賄う計画で，金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は，農用地でありますが，令和６年４月３０日付で用途区分が変更されており，農地法第４条第６項ただし書に規定する「農用地区域内農地を農振法第８条第４項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当し，立地基準では許可に支障はなく，申請事由についても問題なく，転用の実行も支障がないと認められることから，農地法第５条の許可要件を満たしているもと調査しております。

議　長　議案第１５号から１８号について，質疑願います。

委　員　（意見等なし）

議　長　質疑がないので，お諮りします。議案第１５号から１８号について，「申請のとおり許可する」ことに，御異議ありませんか。

委　員　（異議なし）

議　長　御異議がないので，そのように決定します。５ページをお開きください。「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」，議案第１９号及び２０号の２議案について，一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局　議案第１９号について御説明いたします。河内地区の申請です。借受人は，送電線張替のため，申請地に１４か月間の賃借権を設定し，資材置場として一時転用する旨の計画であります。借受人は，平成２７年４月１日に設立された法人で，電気事業等を主な目的としております。計画によりますと，栃木県県北・中部地域の低圧再生可能エネルギーの連系増加による電力ネットワーク増強のため，現在，一部鉄塔建替工事等を行っており，本申請においては，それに伴う電線張

替のための資材置場・作業場として利用するもので，丸太及び鉄板を敷設し，休憩所・簡易トイレを設置，周囲はガードフェンスを設置する計画となっております。資金計画については，整地費及び賃料等を全額自己資金により賄う計画となっており，金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は，農用地でありますが，一時転用で農地に復元する計画であることから，立地基準の不許可の例外に該当します。以上のことから，立地基準では許可に支障はなく，申請事由についても問題なく，転用の実行も支障がないと認められることから，農地法第５条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第２０号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲受人は，持家がないため，申請地を売買により取得し，自己用住宅を建築する旨の申請であり，都市計画法第３４条１４号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については，市の上下水道に接続し，雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については，土地取得費及び建物建設費等を，全額融資により賄う計画で，金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は，住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に位置する第３種農地と判断しており，立地基準では許可に支障はなく，申請事由についても問題なく，転用の実行も支障がないと認められることから，農地法第５条の許可要件を満たしていると調査しております。

議　長　議案第１９号及び２０号について，質疑願います。

委　員　（意見等なし）

議　長　質疑がないので，お諮りします。議案第１９号及び２０号について，「申請のとおり許可する」ことに御異議ありませんか。

委　員　（異議なし）

議　長　御異議がないので，そのように決定します。６ページをお開きください。日程第４「農業振興地域整備計画の軽微な変更（用途区分の変更）に係る意見について」，議案第２１号について，上程します。事務局の説明を願います。

事務局　議案第２１号について御説明いたします。河内地区の申出です。農業振興地域整備計画の軽微な変更（用途区分の変更）については，農用地区域内に位置する農地を，農業用施設用地として利用する場合，農用地からの除外ではなく，農用地のままで用途だけを農業用施設用地とする「用途区分の変更」が必要になります。今回の申出地は，農用地区域内にある農地であり，農振法の所管である農業企画課に用途区分の変更申出があり，市長から農業委員会に用途区分を変更することについて意見を求められております。また，用途区分変更後は，農地転用の届出が必要となります。議案第２１号は，申出人が耕作する農地の一部に，従業員５名分及び自己所有車両１台分，計６台分の駐車場を設置する旨の申出で

す。土地利用計画については，砂利敷きとし，雨水は自然浸透させる計画となっております。申出地を転用することで，周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれもなく，申出事由についても問題ないことから，農用地から農業用施設用地に変更することについて，問題ないものと調査しております。

議　長　議案第２１号について，質疑願います。

委　員　（意見等なし）

議　長　質疑がないので，お諮りします。議案第２１号について，「変更を承認する」ことに御異議ありませんか。

委　員　（異議なし）

議　長　御異議がないので，そのように決定します。７ページをお開きください。「時効取得を原因とする農地について」，議案第２２号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局　議案第２２号について御説明いたします。平石地区の案件です。宇都宮地方法務局から，令和６年５月３１日付けで宇都宮市農業委員会に「農地の時効取得について」の通知がありました。時効取得については，民法第１６２条第１項に「２０年間，所有の意思をもって，平穏に，かつ，公然と他人の物を占有した者は，その所有権を取得する。」と規定されております。法務局からの通知があった時点で，既に登記簿上も所有権が移転されておりますが，この通知を受けた農業委員会は，時効取得の要件を満たしているか否かについて，具体的には，当該地が登記権利者により現在まで耕作されていたかどうか，過去に貸し借り等の履歴がないかなどを調査することになり，その利用状況等の調査の結果，疑義があった場合に限り，速やかに法務局に連絡する必要があるというものです。また，法務局は農業委員会から連絡があった場合，登記権利者及び登記義務者に対し，時効取得の申請を取下げるよう，指導するという流れになっております。今月の地区調査会で当該農地を現地調査したところ，当該地は，農地性があり，農地台帳上，賃借等の履歴もないことから，時効取得は問題ないものと調査しております。

議　長　議案第２２号について，質疑願います。

委　員　（意見等なし）

議　長　質疑がないので，お諮りします。議案第２２号について，「時効取得について問題なしとする」ことに，御異議ありませんか。

委　員　（異議なし）

議　長　御異議がないので，そのように決定します。８ページをお開きください。日程第６「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」，議案第２３号から３５号までの１３議案について，一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局　日程第６「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の決定」について，御説明いたします。相対による契約になります。

議案第２３号から３３号は，清原地区の計画です。畑の貸し借りが１１件です。

議案第３４号は，雀宮地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第３５号は，河内地区の計画です。田の貸し借りです。

これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ，適正な計画であると調査しております。

議　長　議案第２３から３５号について，質疑願います。

委　員　（意見等なし）

議　長　質疑がないので，お諮りします。議案第２３号から３５号について，「計画を決定する」ことに御異議ありませんか。

委　員　（異議なし）

議　長　御異議がないので，そのように決定します。９ページをお開きください。日程第７「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」，議案第３６号から４３号までの８議案について，一括上程します。事務局の説明を願います。なお，議事参与の制限により，審議が終了するまで退出していただく議案がありますので，そちらの議案から先に審議してまいります。議案第４１号及び４２号については，７番委員が代表を務める法人が借受者となっておりますので，審議が終了するまで７番委員に退出していただきます。

（７番委員退出）

議　長　それでは，議案第４１号及び４２号について，事務局の説明を願います。

事務局　日程第７「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定」について，御説明いたします。集積計画一括方式による契約になります。

議案第４１号，４２号の借受者は，７番委員が経営する法人となり，城山地区の計画です，畑の貸し借りが１件，田の貸し借りが１件です。

これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ，いずれも適正な計画であると調査しております。

議　長　議案第４１号及び４２号について，質疑願います。

委　員　（意見等なし）

議　長　質疑がないので，お諮りします。議案第４１号及び４２号について，「計画を決定する」ことに，御異議ありませんか。

委　員　（異議なし）

議　長　御異議がないので，そのように決定します。

議案第４１号及び４２号が終了しましたので，７番委員に入室・着席していた

だきます。

（７番委員入室）

議　長　審議済の２議案を除く，議案第３６号から４３議案までの６議案について，事務局の説明を願います。

議案第３６号及び３９号は，雀宮地区の計画です。畑の貸し借りが４件です。

議案第４０号は，城山地区の計画です。畑の貸し借りです。

議案第４３号は，河内地区の計画です。畑の貸し借りです。

これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ，いずれも適正な計画であると調査しております。

議　長　審議済の２議案を除く，議案第３６号から４３号について，質疑願います。

委　員　（意見等なし）

議　長　質疑がないので，お諮りします。審議済の２議案を除く，議案第３６号から４３号について，「計画のとおり決定する」ことに，御異議ありませんか。

委　員　（異議なし）

議　長　御異議がないので，そのように決定します。１０ページをお開きください。日程第８「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」，議案第４４号から４８号までの５議案について，一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局　日程第８「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定」について，御説明いたします。

議案第４４号は，清原地区の計画です。譲受人は，経営規模拡大のため，県公社から，桑島町の田１筆，８１７平方メートルを売買により取得するものです。

議案第４５号は，雀宮地区の計画です。譲受人は，経営規模拡大のため，県公社から，雀宮町の田２筆，計５，５３４平方メートルを売買により取得するものです。

議案第４６号は，篠井地区の計画です。譲受人は，経営規模拡大のため，県公社から，篠井町の田６筆，計１２，９６９平方メートルを売買により取得するものです。

議案第４７号は，河内地区の計画です。譲受人は，経営規模拡大のため，県公社から，逆面町の田５筆，計８，０５６平方メートルを売買により取得するものです。

議案第４８号は，河内地区の計画です。譲受人は，経営規模拡大のため，県公社から，逆面町の田１筆，計１，３３０平方メートルを売買により取得するものです。

これらの計画は，農地中間管理機構である県公社が行う農地売買等事業であり，農用地の売渡申出書，農用地等買受申込書が提出されており，移転の土地，

契約の内容，譲渡の状況等調査いたしましたところ，全て適正な計画であると調査しております。

議　長　議案第４４号から４８号について，質疑願います。

委　員　（意見等なし）

議　長　質疑がないので，お諮りします。議案第４４号から４８号について，「計画のとおり決定する」ことに，御異議ありませんか。

委　員　（異議なし）

議　長　御異議がないので，そのように決定します。１１ページを御覧ください。日程第９「地区調査会長（案）について」議案第４９号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局　議案第４９号について，御説明いたします。本件につきましては，現在の地区調査会長が，本日，７月２２日をもって任期満了となることに伴い，新たに各地区調査会長を決定するものです。任期は，７月２３日から１年間でありまして，主には，毎月の地区調査会の運営，定例総会前の運営委員会等に出席し，審議するなど，重要な事務を担うことになります。なお，地区ごとに，事前に互選により選出いただいておりますので，各地区調査会長（案）として，選出いただいた委員を発表させていただきます。

東部地区調査会長	刈部　明彦	委員
西部地区調査会長	小野口　勝仁	委員
南部地区調査会長	宇梶　幸男	委員
北部地区調査会長	永岡　浅則	委員
上河内地区調査会長	髙橋　英夫	委員
河内地区調査会長	相良　律子	委員

以上の６名になります。御審議よろしくお願いします。

議　長　議案第４９号について，質疑願います。

委　員　（意見等なし）

議　長　質疑がないので，お諮りします。議案第４９号について，「原案のとおり決定する」ことに，御異議ありませんか。

委　員　（異議なし）

議　長　御異議がないので，そのように決定します。１２ページをお開きください。日程第１０「地区調査会長職務代理（案）について」，議案第５０号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局　議案第５０号について，御説明いたします。先ほどの議案第４９号同様に，地区調査会長職務代理についても本日７月２２日をもって任期満了となりますので，新たに各地区調査会長職務代理を決定するものです。任期は，調査会長同様に明日から１年間であり，主には，地区調査会長の職務を代理する必要がある場

合，地区調査会長に代わりその事務を担うことになります。こちらも，各地区調査会において，事前に互選により選出いただいておりますので，各地区調査会長職務代理（案）として，選出いただいた委員を発表させていただきます。

東部地区調査会長職務代理　　平出　清一　委員
西部地区調査会長職務代理　　伊澤　恵子　委員
南部地区調査会長職務代理　　田﨑　昌克　委員
北部地区調査会長職務代理　　中山　利久　委員
上河内地区調査会長職務代理　　手塚　敏子　委員
河内地区調査会長職務代理　　手塚　孝一　委員

以上の６名になります。御審議よろしくお願いします。

議　長　議案第５０号について，質疑願います。

委　員　（意見等なし）

議　長　質疑がないので，お諮りします。議案第５０号について，「原案のとおり決定する」ことに，御異議ありませんか。

委　員　（異議なし）

議　長　御異議がないので，そのように決定します。続いて，続いて，日程第１１「令和７年度農地利用の最適化推進施策等に関する意見書について」，議案第５１号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局　「令和７年度宇都宮市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書案」について説明します。

まず，目的ですが，農業委員会等に関する法律第３８条に基づき，農地等の利用の最適化に関する事項をより効率的かつ効果的に実施するため，関係行政機関に対して意見書を提出するものです。意見書を作成するにあたっての基本的な考え方として，農業委員・推進委員から提出された意見を基に作成しています。皆様から提出された意見の概要ですが，担い手への農地利用の集積・集約化については１８件，遊休農地の発生防止・解消についても１６件，新規参入の促進については１４件，その他農業施策について１４件，合計６２件です。次に，意見書案の内容ですが，別紙をご覧いただき，１の担い手への農地利用の集積・集約化について，（１）地域計画に基づく農地の集積・集約化として，①地域計画の目標地図に位置づけられる者が受けられる支援の拡充および周知の強化，②地域計画の見直し，更新が円滑に進むよう地域への支援を充実，③地域計画の見直し，更新にあたっては，地域の農業の担い手となる中心経営体に加え，農地・農村の守り手・支え手となりうる多様な農業者が積極的に参加するよう公報等による働きかけ（２）担い手の確保・育成支援として，①地域計画における担い手を確保するため，地域農業者の意識醸成を図りながら，集落営農の組織化，法人化に向けた支援を拡充，③農業経営の安定のため収益性の高い作物への転換等，

所得向上への支援の継続・強化，（３）基盤整備事業の推進として，①水田の大区画化・汎用化および小規模な基盤整備の推進にかかる農業者負担の軽減支援など市独自支援策の周知の強化，②基盤整備に対する支援制度は多岐にわたり複雑であることから，制度の分かりやすい周知と活用方策の提案や，農地所有者の意識醸成に努め地域の実情に応じた基盤整備を推進。次に，２の遊休農地の発生防止・解消について，（１）遊休農地対策として，①地域計画の見直し，更新にあたっては，遊休農地の管理や活用について地域内で検討するよう働きかけ，②遊休農地の活用にあたっては，市の遊休農地再生交付金などの支援策についての周知を強化。次に，３の新規参入の促進について，（１）新規就農者支援・育成として，①幅広い分野から農業に関心のある若者を呼び込むため，移住相談窓口など，様々な機会を捉えた広報活動の継続・強化，②「新規就農者育成総合対策事業」や市独自の支援策を含め，支援全般についての分かりやすい周知の強化および支給要件の緩和など活用しやすい制度になるよう国への働きかけ，③土地利用型農業は，機械の導入等に多額の経費を要することから，新規参入者への支援の拡充，④作物生産の効率化・高品質化に取り組めるよう，技術の習得を含めた就農支援策の拡充，⑤新規就農者が安定した営農ができるよう，様々な媒体を活用した情報発信・ネットワークの構築など，農業経営や地域生活に係る実践的・継続的なサポー ト体制での支援の継続・強化。（２）農業経営の継承支援として，①親元就農や第三者への継承事業の周知の強化，②離農者が所有する農地や農業用施設等の有効活用および栽培技術の確実な継承に向けた支援の充実・強化。最後に，４のその他について，（１）多面的機能支払交付金事業の促進として，①地域住民の意識の醸成を図るため，多面的機能支払交付金事業の周知啓発の強化，②農地等を維持するための共同活動に取り組む活動組織に対して，多様な地域人材などの参画を促す支援の強化。（２）女性農業者等への支援として，①女性農業者が地域農業の担い手として活躍できるよう，働きやすい環境整備などのきめ細かなサポート体制の充実，②地域で活動する農村女性組織や女性農業者による宇都宮産農産物を活用した加工・販売などの６次産業化への支援の拡充。（３）地産地消・販路拡大の推進への支援として，①地産地消を含めた地場産農産物の消費拡大・販路拡大など，農業所得向上に繋がる支援の拡充，②生産者が農産物のブランド力向上に繋がる高品質化，高価格化に取り組むための支援の強化。（４）農業・農村の魅力発信として，①消費者が農業を大切にする機運を醸成するため，消費者と農家が交流できる場の提供，②独身農業者の結婚支援の継続・拡充，③小学生の段階から，農業が職業の１つとして意識されるような農育・食育の推進。（５）スマート農業等の推進として，①農作業の効率化・省力化に向け，ＩＣＴ・ＡＩ等を活用した先端技術の導入によるスマート農業の推進，②低コスト生産資機材（機械・設備等）の購入支援および普及推

進の継続・強化。（６）グリーン農業の推進として，環境負荷低減技術の実証や省エネ機械導入支援の継続とともに，新規就農者が営農しやすくなるような技術の導入や，温室効果ガス排出量削減につながる技術の導入に対する支援。（７）災害対策として，①被災した農業者が速やかに営農が再開できるよう復旧支援策の拡充，②水利施設等の計画的な機能保全対策の継続・強化，③「防災重点ため池」の防災・減災対策の継続，④田んぼダムについては，長期的に効果が得られるような維持・管理体制の整備。以上が意見書の内容となります。

議　長　議案第５１号について，質疑願います。

委　員　農地等利用最適化推進施策は市の施策ということで間違いないか。

事務局　間違いありません。

委　員　いくつかの意見が「強化」と結ばれているが，言葉として強すぎるのではないか。

事務局　意見書として適切な文章にするよう検討致します。

委　員　山間部に近い農地について，果樹や野菜など，獣害を受けている様子が多々見られるが，鳥獣対策も要望に入れることは可能か。

事務局　鳥獣対策も重要なものと認識しているので，要望に組み入れるよう対応致します。

議　長　御異議がないので，そのように決定します。１３ページをお開きください。報告事項に入ります。事務局より報告願います。

事務局　［ 事務局より報告第１から報告第８まで一括で報告する。］

議　長　議案の審議は全て終了しましたが，皆様から何か報告等はありませんか。

委　員　（意見等なし）

議　長　事務局から報告等はありませんか。

事務局　（タブレットのログイン方法，熱中症対策の周辺への周知について説明）

議　長　全ての審議が終了しましたので，以上で第１２回定例総会を終了します。

（閉会　午後３時３３分）